

## 第2次

# あわらし市行政改革大綱(案)

2012 - 2015

あわらし市

## 目 次

第 1	行政改革に対する取り組み	1
1	あわら市を取り巻く社会情勢	
2	これまでの行政改革の取り組み	
第 2	行政改革に対する新たな取り組み	5
1	新たな行政改革の目的	
2	第 2 次行政改革大綱の方針	
3	計画期間	
第 3	行政改革の基本方針	7
1	効率的で効果的な行政運営の推進	
(1)	事務事業の見直し	
(2)	行政評価システムの適正な運用	
(3)	市有財産の適正な管理	
(4)	組織・機構の整備	
(5)	職員の任用と給与の適正化	
(6)	人材育成と勤務評価の推進	
2	市民に開かれた市政の推進	
(1)	市民参加型まちづくりの推進	
(2)	行政情報の公開・発信と共有	
(3)	電子自治体の構築	
3	持続可能な財政運営と財政基盤の確立	
(1)	財政の効率化、健全化、透明化	
(2)	自主財源の確保	
第 4	行政改革の推進体制	10
1	実施計画の策定	
2	進行管理	

## 第1 行政改革に対する取組

### 1 あわら市を取り巻く社会情勢

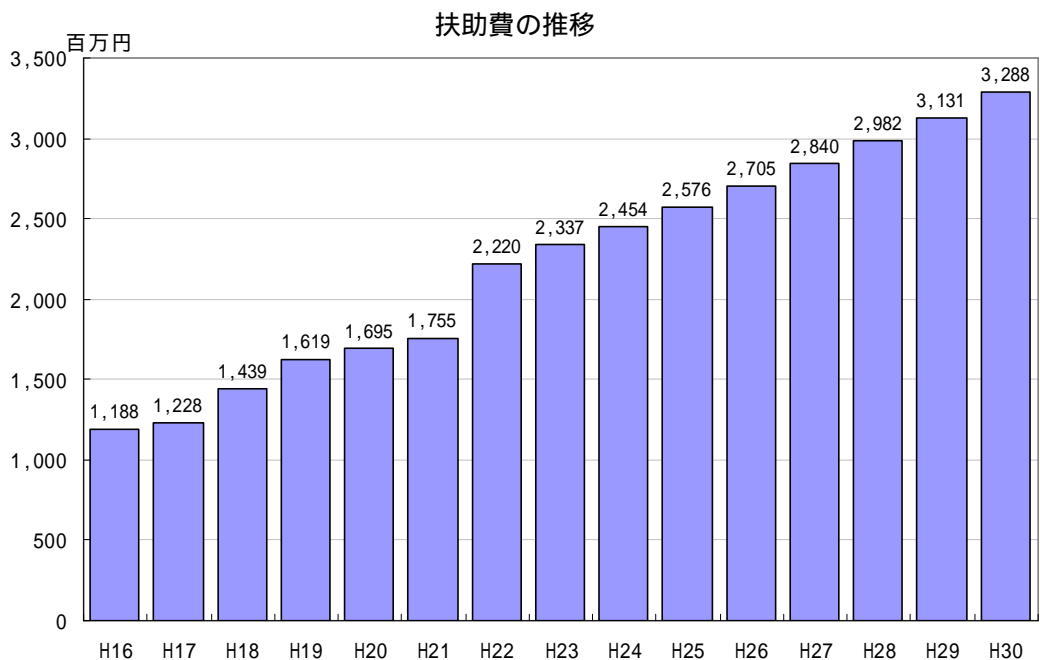
あわら市では、平成18年3月に「あわら市行政改革大綱」を策定し、住民本位の開かれた行政運営とスリムで効率的な行政システムの確立を目指して、平成17年度から5年間にわたり行政改革全般に取り組んできました。この大綱は、平成21年度末をもって計画期間が満了しましたが、後述するように各般にわたり一定の成果を得ることができたことから、あわら市では、新しい大綱の策定を視野に、情報収集と現状分析などの作業を行ってきました。

この間、平成24年8月の北陸新幹線金沢 - 敦賀間の着工や、社会保障を巡る制度の変更、さらには地方に対する義務付け・枠付けの見直しと大幅な権限移譲など、あわら市を取り巻く社会情勢には大きな変化が見られました。また、平成23年3月の東日本大震災や福島第一原発の事故からは、想定外の大災害の前では自治体のシステムが必ずしも万全ではないことも分かりました。

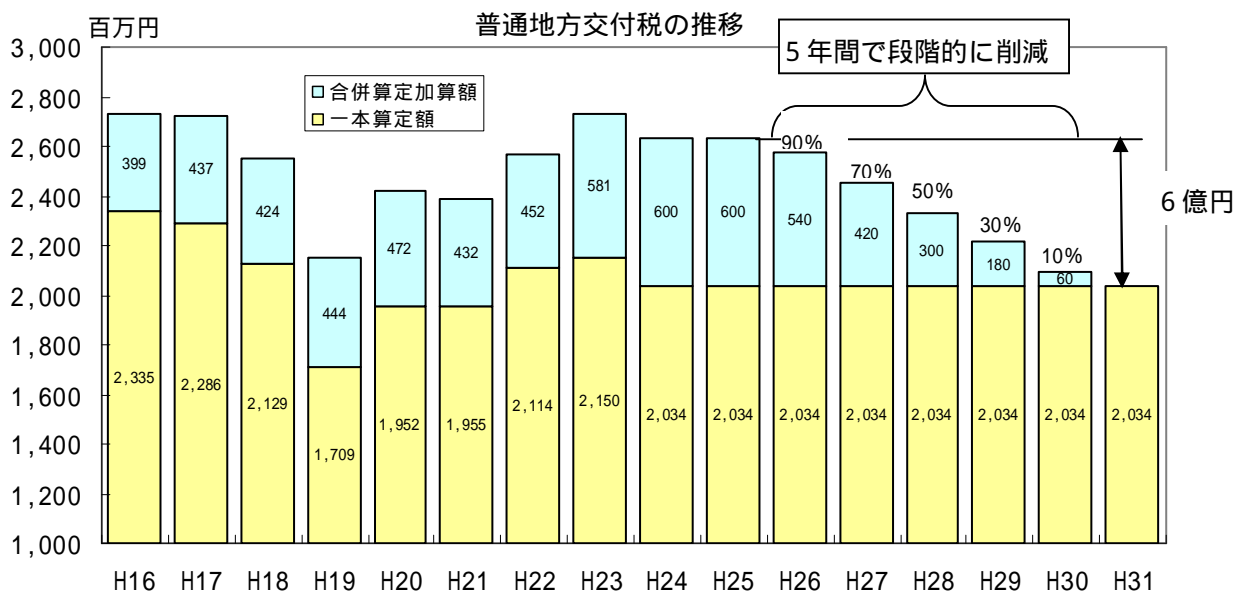
このように社会環境が刻々と変化する中、長引く景気の低迷は税収の減少を招く一方で、少子高齢化の進行や防災意識の高まりは扶助費の増加や住民ニーズの高度化・多様化を助長するようになってきました。

また、合併に伴い平成16年度から適用されていた地方交付税の合併算定替加算措置も、平成26年度以降は5年間で段階的に削減され、平成31年度からは本来の地方交付税額（一本算定）となります。

こうした状況にあって、あわら市が基礎的自治体として、自らの判断と責任において持続可能な行政運営を行っていくためには、市の全ての事務事業を再点検し、その結果を踏まえた新たな改革のビジョンに沿って着実に行政改革を進めていく必要があります。



平成23年度財政見通し



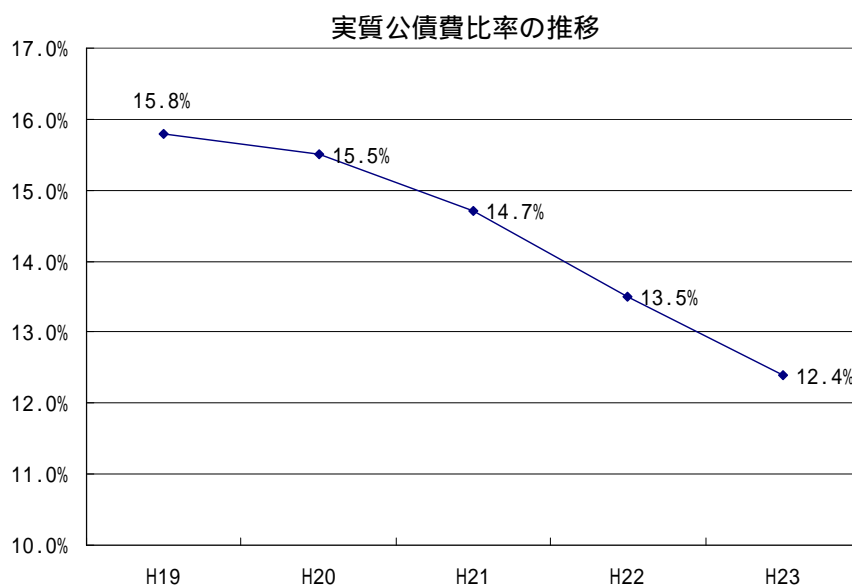
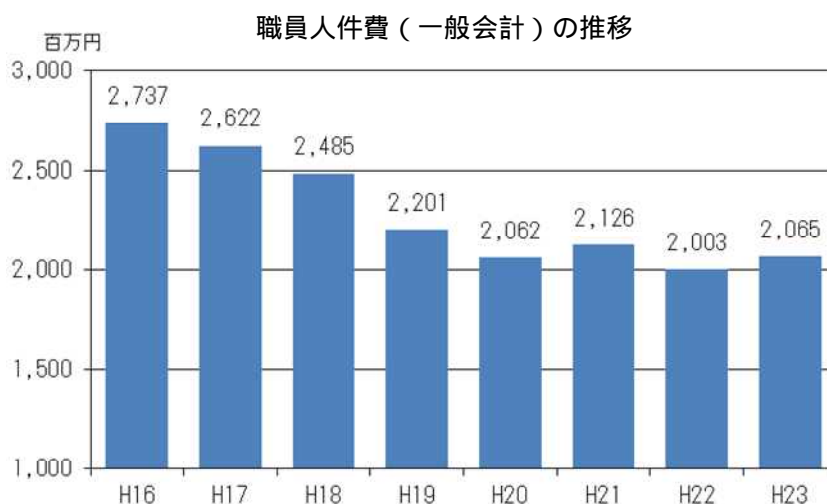
H25以降はイメージ

## 2 これまでの行政改革の取組

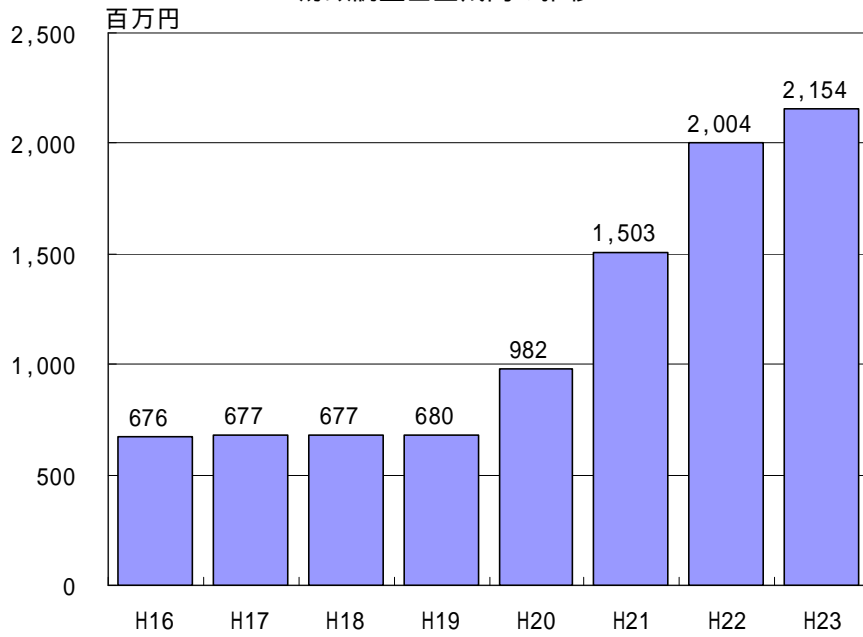
平成18年3月に策定した第1次「あわら市行政改革大綱」では、「行政運営の効率化」「人材育成の推進」「公正の確保と透明性の向上」「電子自治体の推進」および「自主性・自立性の高い財政運営の確保」の5項目を行政改革の基本方針に掲げ、これらの方針に応じて抽出した全67の事務事業を中心に改革に取り組んできました。このうち、定員管理の適正化をはじめ、45の事務事業に

において、目標を達成し、または制度の運用を開始することができました。

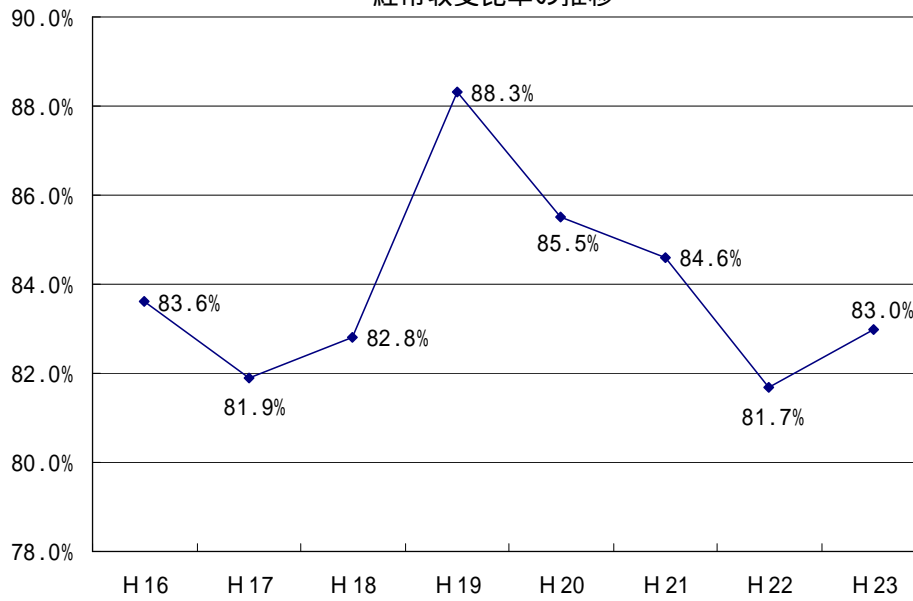
これらの改革による効果は、職員人件費や財政健全化比率の推移、財政調整基金残高などから知ることができるほか、民間シンクタンクが平成22年に全国780の市を対象に行った行政サービスの生産性ランキングにおいて、あわら市が関西2府5県でトップに位置付けられ、全国で17位となったことから推察できます。



財政調整基金残高の推移



経常収支比率の推移



## 第2 行政改革に対する新たな取組

### 1 新たな行政改革の目的

あわら市では、平成23年度に「あわら市総合振興計画後期基本計画」を策定し、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」をテーマに各種施策を推進しています。また、このテーマを実現するためのツールとして特に重点的に取り組んでいるのが、「健康」「教育」「環境」「コミュニティ」および「経済産業」の各分野における事業を体系化した「H E E C E 構想重点施策」です。

後期基本計画の目標年度は平成27年度ですが、H E E C E 構想重点施策をはじめ、計画に掲げる各事業をより効果的に推進していくためには、ムリやムダのない行政施策の構築や、持続可能な財政運営と基盤の確立が重要となっています。こうした考え方は、後期基本計画でも明らかにされており、効率的な行政運営を確立するためには、合併による優遇措置が見直される平成26年度以降を見据えた行財政改革の一層の推進が必要であるとしています。

このため、新たな行政改革を進めることによって、後期基本計画のテーマであり、市の重要政策でもある「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の実現と、それを支える各施策の裏付けとなる財政基盤を確立するとともに、市民と市との共働によるまちづくりを推進し、新しい局面を迎えた地方分権時代にふさわしい基礎的自治体としてのあり方を一層明確に示す必要があります。

### 2 第2次行政改革大綱の方針

第2次あわら市行政改革大綱では、第1次大綱の結果を踏まえ、次の3つの視点に立った基本方針を定めます。

#### (1) 効率的で効果的な行政運営の推進

合併10年を迎え、ますます厳しくなる財政と限られた人材のもと、事務事業の見直しや行政評価システムの適正な運用、組織や機構の点検と整備などを通して、効率的で効果的な行政運営を推進します。

また、職員の人事管理と給与の適正化を図るとともに、行政サービスを提供するにふさわしい人材育成に努めます。

## (2) 市民に開かれた市政の推進

市民への積極的な情報の提供とその共有を図ることにより、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民と市との共働のまちづくりを推進し、市民の視点に立った開かれた市政の実現に努めます。

## (3) 持続可能な財政運営と財政基盤の確立

財政分析と財政計画に基づき、財政の効率化、健全化および透明化を推進するとともに、市税をはじめとする市債権などの収納率の向上に努めます。

## 3 計画期間

新たな行政改革の目的は、後期基本計画のテーマである「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の実現と、その裏付けとなる財政基盤の確立などとしていることから、その計画期間についても、総合振興計画後期基本計画の計画期間である平成24年度から27年度までとします。



### 第3 行政改革の基本方針

#### 1 効率的で効果的な行政運営の推進

##### (1) 事務事業の見直し

多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題、社会経済情勢などに的確に対応するため、事務事業の見直しを進めるとともに、行政と民間の役割分担を明らかにして、民営化や業務委託、指定管理者制度の導入が可能な施設や業務について、サービス水準や費用対効果などの検討を行いながら、アウトソーシングを推進します。

##### (2) 行政評価システムの適正な運用

総合振興計画後期基本計画と連動した事務事業評価と行政改革等推進委員会（外部評価委員会）による施策評価を適正に実施し、事務事業の立案、実施、評価、見直しといったPDCAサイクルの確立を図ります。

##### (3) 市有財産の適正な管理

公共施設のあり方について、その役割や利用状況、地域との関わりなどから総合的に判断し、必要な施設については、再配置や機能変更、統廃合などを検討するとともに、普通財産の効率的な活用と処分を推進します。

##### (4) 組織・機構の整備

職員数の減少を踏まえた上で、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、スリムで柔軟性と機動性を備えた組織の整備を図ります。

##### (5) 職員の任用と給与の適正化

第1次行政改革大綱に基づく削減目標を達成した職員数についてその維持を図るとともに、臨時職員数などについても雇用の適正化に努めます。

また、職員の給与については、国の制度改革の状況を見極めながら、能力

や職務に応じた適正な給与制度の運用に努めます。

#### (6) 人材育成と勤務評価の推進

行政サービスを提供する立場の職員に対し、必要な政策立案能力、判断力、実行力などを身に付けさせるため、計画的な職員研修を実施するとともに、勤務評価制度を適正に運用し、人員配置や任用に反映させることにより職員のやる気を引き出し、組織全体のレベルアップを図ります。

## 2 市民に開かれた市政の推進

### (1) 市民参加型まちづくりの推進

市民と市との共働のまちづくりを推進するため、行政区や市民団体、NPOなどについてそれぞれの責任や果たすべき役割を明らかにしながら、地域の課題解決や特性を生かした取組などを支援するとともに、パブリックコメント制度の充実や審議会などへの市民の参画を拡充し、市民参加型のまちづくりを推進します。

### (2) 行政情報の公開・発信と共有

透明で開かれた行政運営と共働のまちづくりを推進するため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどの各種媒体を活用して市が取り組む施策や課題、審議会の内容などを分かりやすく公開するとともに、Facebookなどソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した新しい伝達手段による情報発信に努めます。

### (3) 電子自治体の構築

自動交付機による各種証明書の交付や、ふくe-ネットを活用した電子申請の推進など、住民基本台帳カードやインターネットを活用したサービスの普及と拡充に努めるとともに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合で共同利用する電算処理システムの運用などにより、行政事務の効率化と高度化、迅速化を目的とした電子自治体の構築を推進します。

### 3 持続可能な財政運営と財政基盤の確立

#### (1) 財政の効率化、健全化、透明化

平成26年度以降の地方交付税の段階的削減に対応するとともに、北陸新幹線関連の整備事業などの将来負担に備え、長期財政計画に基づき、歳入・歳出の見直しを進め、プライマリーバランスが確立された持続可能な財政運営に努めます。

また、さまざまな指標をはじめ財政の状況を分かりやすく市民に公表します。

#### (2) 自主財源の確保

市の債権の収納率向上に努めるとともに、履行期限の経過した債権のうち市税や市税に準じる債権については滞納処分を適正に行うとともに、それ以外の債権についてもそれぞれの債権に応じた手続を適正に進めます。

また、ホームページや広報紙などへの有料広告をはじめとする税外収入などの自主財源の確保に努めます。

## 第4 行政改革の推進体制

### 1 実施計画の策定

行政改革を着実に推進するため、改革の具体的な取組を定めた実施計画を策定します。

実施計画については、毎年度実施する行政評価制度とリンクを図りながら、P D C Aサイクルの確立に努めます。

### 2 進行管理

行政改革の進捗状況については、市民や有識者で作る「あわら市行政改革等推進委員会」に報告しその助言を得るとともに、広く市民に公表します。